

第4章

目標達成に向けた基本施策

基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

10種13分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図ります。また、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、生ごみの減量など3Rの優先順位に則した取り組みを推進します。

基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

【基本施策1】 制度の周知と分別の徹底

- ◆〔個別施策1〕 情報提供の充実
- ◆〔個別施策2〕 高齢者、単身世帯、転入者などへの対応
- ◆〔個別施策3〕 雑紙、プラスチック製容器包装の分別推進
- ◆〔個別施策4〕 ごみ分別制度の全市統一に向けた理解の促進

【基本施策2】 意識啓発・環境教育の推進

- ◆〔個別施策1〕 幅広い年齢層への環境教育の充実
- ◆〔個別施策2〕 地域における意識啓発・環境教育活動の推進

【基本施策3】 3R・生ごみ減量の推進

- ◆〔個別施策1〕 マイバッグ運動などリデュースの推進
- ◆〔個別施策2〕 古布・古着などのリユースの推進
- ◆〔個別施策3〕 使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進
- ◆〔個別施策4〕 生ごみ減量・リサイクルの推進

【基本施策4】 市民・事業者・市の協働した体制づくり

- ◆〔個別施策1〕 クリーンにいがた推進員制度の充実
- ◆〔個別施策2〕 三者協働による推進体制の整備

1 ● 制度の周知と分別の徹底

(1) 情報提供の充実

広報紙をはじめ、市報やホームページを活用し、ごみ減量・リサイクルに関する情報を積極的に提供するほか、ごみ減量検定など市民が関心を持てるような工夫を継続して行います。その際は分かりやすさに配慮し、より効果的な内容となるよう努めます。

また、ごみ処理コストや計画の進捗状況などについて広く情報の共有化を図ります。

具体的な推進策

- 資源とごみの情報紙サイチョプレスの発行
- 市報によるお知らせ
- 市ホームページコンテンツの充実
- ごみ減量検定の実施
- 各種情報誌の発行 など

(2) 高齢者、単身世帯、転入者などへの対応

現在のごみ分別制度が高齢者、単身世帯、転入者などにとって分かりにくいといった意見があるため、より分別に取り組みやすいよう周知方法を工夫します。

具体的な推進策

- 高齢者、単身世帯、転入者などにも分かりやすい分別パンフレットなどを通じた広報・啓発活動の充実

(3) 雑紙、プラスチック製容器包装の分別推進

家庭ごみのほとんどを占める「燃やすごみ」の中には、資源化可能なものとしてお菓子の紙箱などの雑紙やプラスチック製容器包装がまだ多く含まれており、ごみ減量にはこれらの分別徹底に力を入れることが有効です。雑紙とプラスチック製容器包装の分別方法を分かりやすく広報するなど、周知徹底に努めます。

(4) ごみ分別制度の全市統一に向けた理解の促進

巻広域におけるごみ分別制度については早期に統一ができるよう、一層の住民理解の促進に努めます。プラスチック製容器包装の分別については、多くの住民が理解を示しているため、平成24年4月から制度化します。

2 ● 意識啓発・環境教育の推進

(1) 幅広い年齢層への環境教育の充実

3R意識の啓発には幅広い年齢層に対する環境学習の機会を提供することが必要であることから、教育機関における環境教育の充実や自治会・町内会における勉強会等に対する支援を行います。

具体的な推進策

- 小・中学校への副読本の配布と施設見学の継続
- リサイクルプラザにおける体験講座等の充実
- 未就学児や小学校低学年に対する早期の環境教育の実施
- 施設見学と同等の効果が図れる施設見学映像の作成と活用

(2) 地域における意識啓発・環境教育活動の推進

地域の祭りや行事における環境関連の意識啓発や地域が主体となる環境活動を積極的に支援し、地域独自の取り組みがより頻繁に行われるよう働きかけます。

具体的な推進策

- 地域の祭りや行事における廃棄物の発生抑制に係る意識啓発
- 地域の祭りや行事におけるリユース食器の利用促進
- 地域活動補助金の活用による地域の環境関連活動の支援

3 ● 3R・生ごみ減量の推進

(1) マイバッグ運動などリデュースの推進

3Rのうちもっとも優先順位が高いリデュースの浸透を図るため、市民や事業者に対し様々な方法により働きかけを行います。

具体的な推進策

- 小売店舗等に対しごみを出さない商品提供を積極的に行うよう働きかけ
- マイバッグ運動など環境にやさしい買い物運動の推進
- マイボトルやマイ箸の利用について市民への普及推進

(2) 古布・古着などのリユースの推進

古布・古着の拠点回収の利用率を向上させるほか、リサイクルプラザや廃棄物処理施設における家具などの修理・展示提供を行う「リサイクル提供事業」のさらなる周知を図ります。

(3) 使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進

近年注目を浴びている使用済小型家電からのレアメタルを含む希少金属等の回収をはじめ、新しいリサイクル技術の進展や社会情勢の変化に応じた、リサイクルルートの構築を検討します。

具体的な推進策

- 効率的な使用済小型家電の回収方法の検討及び実施
- 使用済小型家電の回収に係る周知・啓発

(4) 生ごみ減量・リサイクルの推進

生ごみの水切りや地域でのリサイクル活動など市民・事業者と一体となって取り組むほか、新潟市の「都市と田園が共存する」という特徴を踏まえ、農業行政サイドとも連携を図りながら施策を講じます。なお、生ごみの堆肥化を行う場合は土壌や水質の汚染につながらないように慎重な処理等に注意します。

具体的な推進策

- 市民・事業者と一体となった生ごみ減量運動の推進
- 農林水産部門と連携した生ごみリサイクル施策の検討
- 市民農園等における生ごみ堆肥化講習等の実施
- 生ごみの分別収集に向けた調査・研究

4 ● 市民・事業者・市の協働した体制づくり

(1) クリーンにいがた推進員制度の充実

クリーンにいがた推進員制度により、地域と一体となった3R運動を展開します。

推進員を対象とした研修会やリサイクル施設の施設見学会を継続し、制度のさらなる充実を図ります。

(2) 三者協働による推進体制の整備

市民・事業者・市が一体となって3R運動を展開できる体制の整備に努めます。

また、NPOなどの市民団体やボランティア団体などとも連携しながら取り組みます。

具体的な推進策

- ごみ減量化・資源化協力店制度の充実
- 小売店舗等が実施するイベント等との連携強化

基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

市の事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進します。また、排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制の強化など積極的な指導に取り組みます。

基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

【基本施策1】 制度の周知徹底

〔個別施策1〕 制度のより分かりやすい周知手法の検討

〔個別施策2〕 排出事業者訪問指導の強化

【基本施策2】 排出事業者のごみ減量への動機付け

〔個別施策1〕 優良事業者を評価する環境の整備

〔個別施策2〕 ごみ減量がコスト削減につながる方法の提案

【基本施策3】 分別及び資源化の促進に向けた誘導

〔個別施策1〕 古紙搬入規制の徹底

〔個別施策2〕 びん・缶の搬入規制

〔個別施策3〕 食品リサイクルシステムの構築

【基本施策4】 産業廃棄物の混入防止

〔個別施策1〕 産業廃棄物の搬入規制の強化

1 ● 制度の周知徹底

(1) 制度のより分かりやすい周知手法の検討

中小事業所が分別に取り組みやすくなるよう、「事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドライン」を見直すなど、より分かりやすい周知手法を検討します。

(2) 排出事業者訪問指導の強化

排出事業所に対する訪問指導等の取り組みをより充実させ、制度の周知徹底を図ります。

2 ● 排出事業者のごみ減量への動機付け

(1) 優良事業者を評価する環境の整備

ごみ減量に関する優良事業者の評価制度の構築も視野に入れ、社会で積極的に評価する環境を整備します。

(2) ごみ減量がコスト削減につながる方法の提案

排出事業者が積極的にごみ減量に取り組むよう、コスト削減につながる方法を検討し提案していきます。

3 ● 分別及び資源化の促進に向けた誘導

(1) 古紙搬入規制の徹底

排出事業者への古紙搬入規制の周知を徹底し、廃棄物処理施設における搬入物の展開検査を強化します。

(2) びん・缶の搬入規制

資源化可能で保管しやすいびん・缶の廃棄物処理施設への搬入規制を検討し、資源化へ誘導します。

(3) 食品リサイクルシステムの構築

事業系可燃ごみの多くを占める食品廃棄物の資源化を進めるため、食品リサイクルシステムの構築を図ります。

4 ● 産業廃棄物の混入防止

(1) 産業廃棄物の搬入規制の強化

市の施設に搬入される事業系ごみの中には、食品製造業等から排出される動植物性残渣（主として食品廃棄物）や廃プラスチックなどの産業廃棄物が混入している場合があるため、事業者において産業廃棄物と一般廃棄物をきちんと分別して処理するよう指導・啓発するとともに、市の施設における産業廃棄物の混入防止対策を強化します。

基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強化します。

併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぽい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図ります。

基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

●【基本施策1】 ごみ集積場における違反ごみ対策

●【基本施策2】 ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り

●【基本施策3】 地域と連携した美化活動・ぽい捨て等防止活動の推進

1 ● ごみ集積場における違反ごみ対策

10種13分別について、一部の分かりにくい分別区分の呼称を見直すとともに、より分かりやすく工夫したパンフレットを配布することなどにより、分別方法や排出方法の広報・啓発を強化します。

また、地域と連携したごみ出しマナーの向上を図るとともに、ごみ集積場の設置などに対する支援などを通じ、ごみ出しルールが守られる環境整備を進めます。

さらに、特にごみ出しマナーが改善しない地域においては、重点的な指導・啓発活動を行います。

具体的な推進策

- より分かりやすい分別区分の呼称への見直し
- クリーンにいがた推進員と連携したごみ出しマナーの向上
- ごみ集積場の設置に対する補助や看板の設置等による支援
- 自治会・町内会、不動産業者、大学・専門学校と連携した啓発活動の強化

2 ● ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締り

市民の分別意識の減退を防ぐとともに、安心・安全なごみ出しができる環境を確保するため、ごみ・資源物のごみ集積場からの持ち去り行為禁止に係る周知を図り、取締りを強化します。

具体的な推進策

- ごみ集積場における持ち去り禁止看板の設置
- 清掃事務所等によるごみ集積場の定期パトロールの実施
- 関係機関と連携した持ち去り行為者に対する取締りの強化

3 ● 地域と連携した美化活動・ばい捨て等防止活動の推進

地域一斉清掃や自主的な美化活動を促進し、地域住民の意識の向上を図ることにより、地域の生活環境の保全に努めます。

また、ばい捨て等及び路上喫煙防止に関する条例のさらなる制度周知を図るとともに、引き続き環境美化指導員による定期巡視を行うことにより、ばい捨て等行為の減少を目指します。

具体的な推進策

- ばい捨て等行為への地域と連携した指導・啓発強化
- 地域一斉清掃やボランティア清掃の定期的な実施及び市民参加の促進
- 自治会等による自主的な美化活動の促進
- 不法投棄多発地域への重点的なパトロールや監視の強化

基本方針4 収集・処理体制の整備

市民・事業者のごみ減量化の努力と少子高齢社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、廃棄物処理施設のあり方の検討を進めます。

また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、廃棄物分野における災害対策を見直し、真に実効性のある体制を整備します。

基本方針4 収集・処理体制の整備

【基本施策1】 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築

【基本施策2】 効率的な適正処理・処分の実施

【基本施策3】 廃棄物処理施設のあり方の検討

【基本施策4】 大規模災害に備えた事前の体制整備

1 ● 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築

現在の収集運搬体制を安定的に維持しつつ、経費削減を図るため収集運搬業務のさらなる効率化を検討します。

2 ● 効率的な適正処理・処分の実施

平成24年度から供用開始となる、新田清掃センター焼却施設及び第4赤塚埋立処分地の適正な運用を行うとともに、同センター焼却施設においては施設稼働後のコスト等の検証を行います。

また、老朽化した施設については必要に応じ長寿命化の検討を行うとともに、設備の更新にあたっては地球温暖化対策の観点から、温室効果ガスの削減に取り組みます。

なお、資源化の推進については、引き続き民間処理業者の充実・育成を図ります。

3 ● 廃棄物処理施設のあり方の検討

市民のごみ減量化の努力により大幅にごみ量が減少し、廃棄物処理施設の稼働率が低下しています。また、今後少子高齢社会の進展により、ごみのさらなる減少が進むことが予想されま

す。

このような状況において、効率的な施設運営を行うため、廃棄物処理施設のあり方を検討し、既存施設の老朽度、稼働状況等を総合的に勘案しながら施設の統廃合（中継施設化を含む）を進めます。

なお、施設の統廃合にあたっては、これによる影響を慎重に見極めつつ、市民の利便性の確保を優先することとし、新たな処理体制の構築と併せ、収集運搬体制の見直しを図ります。

また、最新のリサイクル技術の動向を注視し、必要に応じ処理施設の整備を検討します。

4 ● 大規模災害に備えた事前の体制整備

巨大地震とそれに伴う大津波の発生や河川の氾濫による水害といった、複合的かつ大規模な災害に迅速に対応するため、廃棄物分野における災害に備えた事前の体制整備を進めます。

また、避難所等におけるトイレ対策においては、高齢者や障がい者、乳幼児等にも配慮した対策を講じることにより、災害時要援護者全般に対するきめ細かな対応が可能となる体制を整備します。

さらに、事前の体制整備においては、他の防災関連計画との整合を図りつつ、市の組織全体で真に実効性が確保された体制となるよう努めます。